

近世北海道に於ける商業資本の發展

森 義 雄

近世封建社會の特質は、其時代が封建的社會制度の桎梏の中にありながら、そこに商人資本の擡頭を見る事である。商人資本は其純粹なる形態にては只仲介的なるものであつて、兩生産部門より獨立した存在であり、従つて商人資本の獨立した發達は資本制生産の發達と相背離するものである。近江商人の活動及酒田本間家等の初期の形態は即ちこれを示してゐる。

本間家が庄内最上秋田の三大原野に生産される原料をば大阪に販賣し、大阪の精製品を又三大原野に販賣して巨利を蓄積したのであり、(註1)近江商人の全國に互る行商に

よつて彼等の富は蓄積されたのである。

かく商人資本は其純粹なる状態に於いては、互に發達段階の相異なる二社會の間に於いて生産物を媒介し、双方より利を得たのである。然して近世に於ける商人資本が問題となるのは、かかる純粹形態に於ける商人資本ではなく、是が更に高利貸資本への轉進によつて封建的支配階級、及被支配階級に對する壓迫過程であり、是等資本による各種産業部門に於ける資本制經營の發展である。然して近世社會に於いては、未だ封建制度は支配的なものであつた。従つて近世商人資本の進展も常に封建的彈壓によつて阻止され、或る程度以上の發展は不可能で

あつた。故に其社會に於ける封建的支配階級の權力の強弱は商人資本の發展過程に及ぼす影響は決して少いものではなかつた。

我國近世初期即鎖國以前に於ける封建的強權下の國內商業と、封建的支配階級の制壓を受ける事の少き海外貿易とを比べる時、殊に西歐諸國にて封建的強權の抑壓を全然受けずして活躍し得た海外貿易に於いて、如何に自由な商人資本の發展が齎されたかは、今ここに論ずる迄もない。

以下は近世北海道の有せし經濟機構——是は多分に商業資本の發展を可能ならしむる構造であつた——及この經濟機構を反映せる特殊な封建組織との關聯に於いて商業資本の發展過程及其意義に就き考察し、以つて我近世封建制の下に於ける商業資本の發展過程の一面を考察せんと試みるのである。

註 菅野博士 商人の漁業家化(經濟論叢第三)第四〇頁
(十卷第五號)

二

封建制度は自己の經濟的基礎として、農業が支配的産

業である社會を有し、且自然經濟が其社會に於て支配的である事に依つて、商工業の發達せる社會を有するよりも、より完全に其機能を実現するのであり、従つて商業資本の發展はこれと相反する社會を必要とする。故に先づ其社會に於ける全生産に於いて、如何なる産業部門が壓倒的に支配的であつたか。又自然經濟が其社會に於ては支配的であり得たかを考察する事が必要である。

近世北海道の農業は、日本人の居住してゐた南部地方に於て、彼等が郷國にて有してゐた農業技術によつて僅に雜穀蔬菜が生産された事は考へらるるが、其状態は享保頃には、漸く

松前西東の地にて雜穀：午房大根：總て畑作相應に
 出來申候、尤所々畑作有之、百姓勝手次第に作り取よ
 し年貢納り申候は龜田村馬大豆ばかり(松前蝦夷記、
 松前西東村々
 品之條)
 收納之

のさまであつた。されば一般的に農民より封建的貢租たる年貢を徴收する事は不可能であつて、其生産は副業的自家食料の範圍を出なかつた。後には一般耕作者に對して七三の穀役、又は一段歩に付錢六十文乃至九十文を

課したとはいへ、^(註1)其發達の程度は、極めて幼稚なものに過ぎなかつた。

人民は随意に各所を開墾し土地が生産力を失ふや、他に移つて新に開墾播種を行つたのであつて、

初年より三年許りは耕作物も稀く稔り……五年程も経て後は土地瘦て諸穀も稔らずゆへ是を捨てて又外の所へ荒起す……如此勝手次第に畑を起し自他の差別なく又廣狭の定なき^(蝦夷草紙上巻 耕作せざる故の事)

とあるやうの状態であつた。

勿論後に至り文化六年には函館奉行は土地をば選定し用達等の商人に命じて越後方面より百姓を募集し、水田百四十町歩、畑二十町歩を、大野村、文月村、濁川村等にて開墾せしめ、又中野郷、一本木、千代田等にて、用達豪商等の自費開墾等あつて、^(註2)盛に土地の開墾、移民の奨励が行はれたが、それは僅な面積であり且つ新墾地故其土地より封建的貢租の徴收は不可能であつた。然も是等の事業は間もなく凶歳に會ひ移民は離散し荒蕪に歸する結果となつた。

近世北海道に於ける商業資本の發展

然し時代の下るにつれて南部函館近在は次第に開かれ、弘化の頃には既に畑の賣買が行はれたのであるか、^(註3)是は函館の近在の如き特に發達した土地の例で、之を以て一般に言ふ事は出来ない。

日本人居住地にてすら上述の如き状態ゆゑ、蝦夷地に於ける農業状態も亦推察に難くない。

元來アイヌの農業は日本人より彼等に傳へたのであつて、其程度は極めて原始的なものであつた。彼等の耕作物は粟稗であり、生産要具は石器骨器であつて所謂 *Fachbauer mit Jgd, Harkbauer mit Fischerei* の段階に過ぎなかつた。^(註4)

かくの如き農業生産力は到底封建制を維持し得べき經濟的基礎たり得なかつた。従つて農業は當該社會にては支配的産業ではなく、其地位は漁業によつて占められたのである。

漁業が自給自足的自然經濟の中にあるに於いては、ただ家族の直接消費を充足すだけに過ぎないのである故消費し得ない餘剰までも取得する要はない。それが稍進

んで餘剰を販賣する段階に至つても、それは自然經濟を超えたこと僅に一步のものであり、「田畑と云事なく諸年貢不納」^(註5)北海道にては「武家にて漁を致し又は商ひを致し暮し」^(註6)たのであつて、凡ての人間が自ら漁し、自家食料の餘剰販賣をなし生活したのであつて、従つてかかる段階にては未だ封建的搾取は不可能であつた。然し既に商人の渡來によつて、自家の餘剰物とは言へ、漁獲品の一部が商品化されるや營利精神の刺戟を受け、且天正慶長の頃より渡道した近江商人によつて市場が擴大され、ここに漁撈は漸次商品生産を意圖して來り、各種の漁業が發達した。寛文頃既に敦賀へ移出された物は昆布、干鮭、串貝、煎海鼠、鯨、鱒、數の子、臘豚獸等十三種千五百兩に昇り^(註7)、東遊雜記は數の子及鯨の〆粕が日本國中は勿論、遠く支那迄輸出されたと記してゐる。同時に又是等商人によつて米、味噌、酒麴、茶、煙草、吳服反物、紙、蠟燭、金屬器、漆器、陶器等の食料品を始め多くの都市手工業の生産品が多く移入されて、商品の漁村及都市への進出が顯著となつて、近世北海道にては交換經濟が支配的形態であり、自給自足的自然經濟より早く

脱出したのである。さればここには常により大なる利潤の獲得が企てられ、商業資本の發展には好條件であつた。然も次に述べる如く封建的支配階級にとつては、漁業生産の商品化によつて生産の擴大が行はれ、ここに始めて漁業をば自己の經濟的基礎となし得た。然して生産の擴大は同時に資本の必要を來し、それに伴つて資本制生産の萌芽的形態をば發展せしむる契機を多分に包藏してゐた。かかる矛盾の存在が更にこの社會の交換經濟化に拍車を加へたのである。

註1 北海道史第一、第二四八頁

註2 北海道史卷一、第五二六頁及第五二七頁

註3 久慈家所藏文書、弘化二年の畑永代賣券狀

註4 高倉農學士、アイヌの農業(農業經濟研究第九卷第二號)

第一六頁

註5 蝦夷國私記

註6 同書

註7 北海道史卷一、第二六〇頁

註8 東遊記卷之六(近世社會經濟叢書第十二卷二一九頁)

註9 北海道史卷一、第二六一頁

三

自然經濟による農業社會を基礎として立つべき封建制

が、上述の如く交換經濟化せる漁業を經濟的基礎として立てる故、それが如何なる構造を有し、且商業資本の發展過程に對し如何なる關係を有してゐたかを考察しよう。元來北海道に於ける封建的武士團は、漁業に於ける生産關係の中より發生し來た階級ではなかつた。農業に於ける生産關係の中より武士階級を發生せしめたのと大いに趣を異にしてゐる。彼等武士團は何れも奥羽方面より敗竄の身を此地に横へた者であつた。従つて是等封建的武士團なるものは、其社會にとつて何等の必然性なくして生じたものであつて、そこに作られた封建的身分階級の組織も、只日本内地の封建的身分階級組織の模倣に過ぎず、何等かかる組織の發展を可能ならしむる如き基礎は築かれてゐなかつた。されば彼等の生活は其初期に於ては上述の如く、年貢は納まらず、武家にて漁を致し又は商ひを致す状態であつた。従つてそこには封建的貢租の徴收は不可能であつて、渡道し來る商人は、家老用人乃家に入出し寢泊りを致す^(註1)状態であつて、未だ嚴密なる封建的階級節度は未發達の状態であつた。

かかる状態より漸次封建的節度を整へて來たのは漁業

が單なる自家供給の域を離れ、消費市場の擴大によつて商品生産となつて始めて可能であつた。なぜならばそこには營利精神の刺戟によつて前よりは高度なる生産技術の發達を齎し、それが爲に生産の増大を來し、かくしく封建的貢租の設定も始めて可能であつたから。

東遊雜記は數の子及鯨のノ粕が日本國中は勿論遠く支那迄輸出さるるに至つて、^(註2)松前藩主への運上金は莫大な金額となり、産物の移出の増加による沖ノ口に於ける收

税の増加、百姓役の賦課等が可能となり、^(註3)「家中町在共豊に相暮候^(註4)様になり是迄は「家中町方の差別茂無之」^(註5)かり

し状態が、「追々規矩相立候^(註5)」といふの状態になつた。かく生産の擴大によつて始めて封建的支配階級は自己の收納を増加し、封建的支配階級なる身分を維持し得たのである。然してこの生産擴大には資本及高度なる生産

技術の指導及直接生産者の増加を必要とするが、この資本及高度なる生産技術は何等封建的支配階級よりは來らずして、近江商人を始めとする内地商人であり、内地より渡道する漁業者であつた。されば松前藩にては自己の

存在の確保は同時にこれと反對の物を發展せしめる矛盾を有してゐた。その具體的なものは旅人であつた。

封建領主は本來の形に於ては、各自の封疆内の人民をば土地を通して自己に隸屬せしめ、人民には獨立した人格は存せずして全く領主の自恣的な任用をも甘受せねばならなかつた。土地に依らない町人すらも我國にては封建領主に對して隸屬的關係が存在した。即ち戰國時代頃より都市の發展はあつたが眞實なる都市住民ブルジョアは發生しなかつた。そこには「封建的領主の家長的な政治の下に隸屬せる領民があつた」(註6)のである。田舎、都市の區別なく等しく整然たる封建的身分階級組織によつて封建領主の下に隸屬してゐた。

然して松前藩に於ける旅人と稱せられる者は、他領の領民にして、北海道の地に渡來し、一定期間此地に止まつて、漁撈、商業等に従事した者を總稱した。

商人にては近江商人を始め北越の者であつて、松前町並西在郷江差村にて店商仕候もの會て無之大形近江國若州能州加州の商家を役金を出し商賣致す由(松前蝦夷記)

の狀態であつて、北海隨筆も亦城下商人の凡てが他國人であつて、殊に江州の人多き事を記してゐる。(註7)是等他國商人が福山江差にて家を借り、一定期間ここに來て商業に従ひ歸國した。後には其の出店を出したのである。

漁夫は主として鯨漁期を始め種々の漁期に、期節的に一時奥羽方面より渡道し來り、漁期終了と共に歸國するの原則とし、入國に際し沖ノ口にて旅人役を納めるのである。其他袖夫等も亦旅人であつた。

是等旅人の數は元祿十四年九月の調査によれば、所謂和入地にては千八百三十八人の多きに昇り、松前藩の領民と比する時は九對一の比を示すに至るのである。かく多數存在した旅人と領主との關係は彼等が入國に際して旅人役を沖ノ口番所に納め、(註8)越年する者は越年役を、半年居る者は半役を納付する事によつて、(註9)入國及滞在の權利を得るのであつて、松前領主との間には隸屬的關係はなく、領主の自恣なる使用も不可能であつた。

寛政二年江差江良町等を中心として蜂起した漁民一揆が、柗原、村山兩場所請負人の追放を要求したのに對し

て、松前志摩守は

彼(註 柗原ヲ指セルナリ) 紀州大納言殿御内故於江戸表可公訴
是一大事也(松前上蝦夷地風説書)

と言つて漁民の要求を拒絶し、柗原をば紀州國の領民の故を以て之を憚り、又飛驒國の住民である飛驒屋久兵衛は松前藩が場所請負人たる事を罷免せし時契約の違反であると主張して松前藩主を幕府に訴へたのである。(註10) 其他安永二年十月には四日市町商人新宮久右衛門は松前藩の契約不履行を幕府に訴へ、(註11) 享保九年には加賀國の商人勘左衛門、能登國の商人新左衛門の兩人は松前藩の裁判を不服として公訴し、(註12) 同十二年美濃國の商人角屋茂右衛門も亦松前藩の判決に服せず公訴したのである。(註13)

かく旅人と松前藩主との間は何等絶對的な服従はなくその關係は極めて自由な物であつた。松前藩の領民であつた一世の豪商村山傳兵衛に對して、彼が大坂に移轉するとの風聞あるや、「傳兵衛國恩を蒙り獨り利を網(註14)す」との理由にて、全財産没收の處分を行つた様な彈壓は到底是等旅人の上に加ふる事は不可能であつた。

近世北海道に於ける商業資本の發展

然して領主とかかる關係にあつた旅人は封建的支配階級にとつて缺くべからざる物であつた。なぜならば彼等の階級的維持は漁業生産品が市場の擴大により商品生産化され、其生産力を増大する事によつて始めて可能であり、そして市場擴大及生産力の發展は、是等旅人である近江商人を始めとする他國商人及他國より出稼に渡道する漁夫等によつて可能であるから。

かくして松前藩に於ては、是等旅人は自己存立に缺くべからざる存在であり、同時に自らの權力を弱める物であつた。北海隨筆が

松前の……國政ゆるやかにして……罪科あるものをは國を追ひはらふまでにて死罪に行ふ事さらになし(北海隨筆 卷之上)

と記してゐるのは、この關係を證してゐる。松前藩は自己の發展は同時に自らと異なる物を發展せしめる構造を有してゐた。

又松前藩は形式に於いては幕府より全島を給與され、其一部をば自己の家臣團に知行所として分割附與して封

第十九卷 第一號 一四一

封建的體制を整へたが、其内容は大きいに他と異なる物であつた。

蝦夷地の内六十一ヶ所家中給分代に渡し置場所所有之候へ共夷人より收納無之銘々より夷人に向申候品を船積にて差越雜物替いたし申候て其利金取申計

(松前蝦夷記)

であつて、藩士が給與された土地にての權利は其土地にてアイヌとの交易の獨占權が與へられたに過ぎない。この關係は又松前藩主とアイヌとの間にも同様であつた。

アイヌは各場所の知行主とは獨立に彼等の酋長を戴き、松前藩主が彼等の不遜なるを憤り、介抱即交易船の派遣をば中止すると通告するや、商船御越被成候義も御無用に候^(註15)と嘯いてゐたのであつて、彼等アイヌと松前藩主との關係は極めて自由なものであつた。従つてアイヌよりは封建的貢租の徴收はなく、封建的支配階級は松前蝦夷記の述べてゐる如く、全く交易による利益の獲得に自己の經濟的基礎を置いた。従つて是等武士階級の生

活は當時の封建的な觀念よりは、

夷地交易ノ利分ノミヲ論シ………家中ノ諸士モ自然文武ヲ捨テ唯利欲ノミニフケリテ畢竟ハ商人ノ業ヲナス^(東夷周覽題言十則)

領主ヲ始メ諸士ニ至ルマテ貨殖ヲ事トスル故自ラ士商ノ道混シテ卑劣ノ心ヲ生スル^(東夷周覽松前ノ條)

として非難された。かく交換經濟を以つて自己の經濟的基礎となす故、そこには營利精神企業精神の發展は當然であつた。士人も皆傍ら商賣の事をして別に商人の名を作りよき市肆の利を網す^(註16)に至つた。即厚谷新七は濱屋庄右衛門の名を以て問屋商を始め、家老松前監物は鯨漁の始る時は自ら知行所に行き賣捌の差配をなしたのであつて、東遊雜記をして松前藩を商世なり^(註17)と言はしめ、又「志摩守役人も一體商人氣質に付^(註18)」と言はしめる程既に封建的支配階級に營利精神企業精神の高度なる發展が存したのである。

是等は全然土地經濟を離れて交換經濟の利潤の上に立つた封建制の必然的歸結であつた。

封建制の確立は同時に封建的節度を逸脱する旅人の發展を齎し、又それ自らの構造において、高度なる營利精神、企業精神の發揚を來す物を有してゐた。従つてかかる構造においては、封建的支配階級が其重壓を商人階級に加ふる事は到底不可能であつた。かくして商人階級にとつては、比較的自由なる場所が提供されたのである。

海外貿易は禁止され、國內にては常に封建的支配階級の爲其發展を制限されて苦しんでゐた商人階級は、其自由なる發展を北海道の地に求めたのである。

註1 蝦夷國私記

註2 東遊雜記卷之六(近世社會經濟叢書第一二卷第一二九頁)

註3 北海道史第一、第一八三頁

註4 松前蝦夷地海邊盛衰上書

註5 西田博士、日本文化史序説、第五六一頁

註6 北海隨筆、卷之上

註7 福山祕府、境内古今戸籍井金銀山例附献上物品鷹鶴部

(十六)ノ中戸籍人數之卷

註8 蝦夷草紙、卷之上、越年役の事

註9 飛騨屋舊記、蝦夷交易場所に關する公訴狀

註10 福山祕府、古今訴狀部(二十六)ノ中訴訟之卷

註11 同書、同部、同卷

註12 同書同部同卷

註13 北海道史、第一

註14 高倉農學士、シヤモとアイヌ(北海道郷土史研究、第一

三二頁)

註15 北海道史、第一、第二八四頁

註16 同書、第二八三頁

註17 同書、同頁

四

吾々は以上に於て商業資本の發展過程を理解せん爲め、其社會の有せし經濟機構、及政治的社會的制度たる封建制の考察をなした。そして其經濟機構、及特殊なる構造を有した封建制が商業資本の活躍に好條件であつた事をみた。以下商業資本の各種産業に於ける活動を見よう。先づ漁業に於ける商業資本の進出を見るに、菅野博士は「北海道の場所請負人は、始めは唯交換に従事してゐたが寛文頃から其場所に於ける産額を増加せしむるため或は蝦夷に漁法を教へ、或は其漁業に必要な資金も融通する事になつた。而して其技術關係より又其金融關係より終に請負人自身が蝦夷を使役して漁業を營むことにな

り」(註¹)と述べられ、これを以て商人が小獨立企業者に資金

を融通し、高利貸的搾取によつて遂に彼等より生産手段を奪取して、小企業者をば賃労働者に墮落せしめ、商人の産業資本家への轉化の例とされてゐるが、場所請負人とアイヌとの關係が資金の融通による金融關係より、一方が生産手段を奪はれて賃銀労働者となり、一方は之によつて生産者へと轉化したものとは考へられない。

アイヌは元來他より資金を受けて漁撈を營み、生産の擴大を圖つて利潤の増加を得んとする如き、企業能力は缺如してゐたのであつて、彼等に於ては「金銀錢を備貯る貪氣も起らず」(註²)、只「彼嶋の産物を以て此方の物に取替候迄」(註³)であつて、營利精神の發展を認め得ない。

然もアイヌ間に貨幣の使用されたのは幕領時代に至つて函館奉行等より

蝦夷地交易之儀品を以替候様小分之交易は勘定も明白に相成候得共過分之交易に相成候而者升目秤目等渡方不正之筋も有之候間……右土地之分計鐵錢通
用爲致候ハ、勘定合手易く相成可申
(休明光記附録卷六一蝦夷地御取

縮取計方奉
伺は書付

と上申し、寛政十一年鐵錢一萬貫文を江戸より廻送し、賣買共に之を使用したのに始まる。(註⁴)

かかる状態のアイヌに於ては、彼等は資本を使用して生産の擴大を圖り、利潤の増大を得んとする計畫者、企業者たり得なかつたのである。

勿論吾々は商人の漁業家化が、新なる資本制經營形態の萌芽であり、商業資本の一進展である事は認むるが、商業資本が漁業生産關係に入込んだ形態に二様あつて、一は仕込と稱せられる高利貸的資本による物であり、一は場所請負人によつて行はれた漁業經營であつて、各々其發生過程を異にして、第一の高利貸的仕込制度より小企業者の生産手段の收奪を結果付け、第二の商人の漁業經營の段階に發展した物とは考へない。

仕込制度は最初和人地にて發達し次いで日本人が蝦夷地に出稼するに及んで蝦夷地にも行はれた。

封建制度は自らの構造を維持せんとして、富の不均衡な集中を拒否したのである。松前藩も自己の封域内にて

漁撈の大規模經營を行ふ事によつて富の偏在を來す事を恐れ、之を阻止し多くの小企業者による封建的租税を徴せんとしたのである。

鮭を取には松前侯よりの定法ありて船にも網にも定まりし極有て我儘には成す富家たる者も貧家たる者も勝劣なく取やうせし事也定法なくては富家の者日本地にて製せる引網をして食家の邪魔となる事ゆえ網にも寸法の有(東遊雜記卷三六)

種々の制限を設けたのであつて、網は差網のみ使用を許し、其網も巾五尺長さ八尺とし、漁船は大船乗替サンバホツチ磯船の五種と制限した(註五)のである。

更に天保十四年十二月西蝦夷地請負人一同の歎願により鮭漁に於ける建網漁業を公許せし時も尙差網を使用し難き場所及追鮭業者少くして支障なき場所との條件を附(註六)した。かく蝦夷地にてすら天保迄は鮭漁は大網使用は禁ぜられ小企業者は保護されたのであるが、和内地にては上述の如く更に徹底し、一般に大網による大規模經營は禁止され、新規なる漁業の企は常に封建的支配階級によ

つて阻止された。かかる條件の下では商業資本は高利貸的資本としての活動であつて、未だ産業資本家の成立は不可能であつた。

上述の如く漁業生産物が經濟財となるには、其市場が成立して商品化して始めて可能である。それには商人の存在は必然的な物であり、北海道の水産物が近江商人の手によつて盛に其市場を京阪方面に擴張したのである。

かく消費市場が擴大されると、漁業者は營利心を刺戟され、生産の擴大を意圖し來り、資本を必要とし、そこに新に渡來し來つた商人階級が生産技術のみならず、資本を貸與した。

蝦夷草紙には「土地の風俗とて貧民にても鮭獵を企るゆへを言へば金主ありて金子を貸す人數多なり」と述べ、(註七)又

兩濱町人と號くるものあり……元來此地產物澤山の地なりと雖も……漁獵をするものもといれを續くる者なかりけるに近江八幡柳川の町人此地を見立て店を出し米味噌諸式を仕送りけるより獵稼ぎ年々

につのり(東遊記)

との記事によつて、吾々は近江商人が元來交易行爲によつて蓄積し來つた資本を以て、所謂仕込と稱せられる方法即生活必需品を始め必要な資本の前貸を行ひ、其漁業者より漁獲物をば自己の掌中に獨占する方法によつて、漁業生産關係の中に進出し來つた事を知る。

然して松前藩の規定によれば一般の金利は年三割であつたが、漁業者への融資は實に四割の高利が行はれ、^(註8)然もこの仕込は其生産物は全部金主の手によつて販賣されるのであつて、明治十七年北海道を巡視した金子堅太郎氏は商人が漁業の資本貸與に於て三四割の利を得、收穫物の販賣にて更て三四割を儲け、^(註9)中間にて六割乃至八割の暴利を得る事を非難されてゐる如く、全く商人の爲に漁業をなす如き搾取を受けたのである。

かくしてこの仕込制度は單に和内地のみに止らず、日本人が出稼として蝦夷地に進出するや、蝦夷地の場所請負人は是等出稼者に對して仕込を行つたのである。殊に後に述べる如く、二八取と稱せられた小企業者も次第に

大網使用による漁撈經營を行ふ様になつて益々資本の必要を生じ、商人より仕込を受けたのである。

然してこの制度は場所請負人による漁業經營と並行して行はれたのであつて、この制度によつて漁業者の生産技術の進展を見たのである。

場所請負人の漁撈經營が「生産者が資金を返済し得ざるがために……其域を明け渡した」^(註10)結果よりとすれば、蝦夷地よりも早く、仕込制度によつて商業資本の漁業への進出が行はれた和内地に於て、「商人の漁業家化」が蝦夷地に於けるよりも早く成立すべきであるが、事實はこの反對であつた。場所請負人による漁業經營の發達は別の觀點より考察さるべき物である。

商人によつて行はれた漁業經營は、封建的支配關係の薄き蝦夷地に於て發展した。松前藩主は自己の家臣團に對して蝦夷地を分割し給與したといへ、最初は其知行所に對して絶對的支配權なく、従つて封建的貢租關係の成立もなく、只アイヌとの交易權が存するのみであつた。されば是等知行主に換つて場所請負人として現れた

商人階級も、初めは單に其請負へる地域内にての交易の獨占權に過ぎなかつた。そして其場所の知行主に對しては運上金を納めたのであつて、從來封建的租税の存在しなかつた蝦夷地にも場所請負人の成立によつて封建的租税關係が成立し、商人、アイヌの間にも次第に封建的節度が強化されて行つた。

請負人は場所を請負ふ場合には蝦夷介抱蝦夷撫育等の名儀によつて場所請負の契約を結んだのであつて、勿論實際は介抱とは其場所の交易を意味する物であり、^(註11)夷人の教育と號し實は交易を専らとなす^(註12)のであるが、然も尙この交易が純粹なる交換による商行爲の形式によらず、領主の交易も商人の交易も同様にて……みな土産を遣すと言ひ蝦夷よりは反禮の土産を出すと言ひて交易する^(蝦夷草紙、十)
^(五則 凡例)

のであつて、かかる名義及交換形式を用ふる事は、そこに純粹なる商行爲よりも多分に封建的な支配關係の存在が考へられる。後には場所に居住する支配人、通詞、帳役、番人等の商人及其使用人が

番人所居稱番屋、支配人所居謂運上屋、此二屋猶官

府兩人猶官人(終北錄)

の状態であつて、番人は司法行政の如き事務を行つたのであつて、明治二年九月の場所請負人廢止の布令も亦

當今版籍返上相成候御時節柄從來商人ノ身トシテ諸所土地人民ヲ始請負支配致候名分ニ於テ不宜(開拓使布令錄)

として、多分に封建的政治的支配關係を有してゐた事を示してゐる。

かくして封建的支配に基く自恣的使用の可能な人民、及封建的なる地域の獨占によつて、彼等請負人は單なるアイヌの自家消費の餘剩物との交易より一步進んで彼等を使用して生産の擴大を企てたのである。

かく商人によつて行はれた大規模の漁撈經營の發達は、彼等商人がアイヌへ資金を融通し、その返済不可能の爲にアイヌが賃銀勞動者へ顛落した結果ではなくて、請負人の封建的政治的支配關係に依るアイヌの自恣的使用より來るものであつて、未だ商業資本は封建的搾取關係に依存した中間的搾取であつた。そこには資本制經營の萌芽は認め得るも、純然たる資本主義的生産様式は來

たらなかつた。然して場所請負人によつて始められた大網使用による漁撈經營の發達を見るに、元文年間には近蝦夷に於て既に「蝦夷を支配して漁獵をなさしめ」^(註13)天明六年には東蝦夷地の厚岸霧多布の漁場所にて、飛驒屋はアイヌにいりこ挽き、鮭漁を教へ、更に大網を使用して大規模の漁業を經營したのである。^(註14)

然して是等大規模の漁業經營には少なからざる漁夫を必要とし、且つ高度の技術を必要とする故、日本人の蝦夷地移住後は大網使用による漁撈經營は急速な發展を示した。

元祿四年頃迄は日本人の蝦夷地出稼は禁止されてゐた^(註15)が、享保四年には既に追鯨を許可してゐた。^(註16)

かくして日本人は追鯨の名義によつて蝦夷地に渡り、場所請負人の許にて或は下請負をなし、或は漁夫となつて請負人及下請負人の下に働いたのである。殊に安永五六年頃より打續いた福山江差方面の鯨の凶漁は是等の出漁を増加せしめた。又安永八九年に互る石狩地方の天然痘大流行によつて、アイヌの死者は六百餘人に昇り、漁

業に於て人數の不足を告ぐるに至り、松前江差方面の漁民は勿論南部越後方面より漁夫の渡來は頓に増加した。^(註17)かく日本人漁夫の蝦夷地進出の増加を背景として、蝦夷地に於ける大網使用による漁撈經營は急速の發展を示し

累年：不漁の事故蝦夷地追鯨申立百姓共彼地江相渡
出稼仕運上屋に而茂追々手廣に手漁仕候間一體之出
産高に而格別劣候儀有之間敷^(松前蝦夷海邊盛衰上書)

き状態であつて、殊に寛政二年十二月江良町を中心として蜂起した漁民の一撥は「近年松前一統不漁之儀は於夷地大網相立魚物ノ油に致候故」と主張して、大網による漁業經營の禁止を要求してゐる。勿論和人に於ける鯨の不漁は何等蝦夷地の大網使用と關係なき物ではあつたが、彼等漁民をしてかく誤解せしめる程多くの建網漁業が行はれ、且莫大なる漁獲物を得つつあつた事を證してゐる。

この經營形態は更に從來支配階級によつて大網使用を禁ぜられてゐた鱈漁業にも行はれ、文化四年に松前奉行

より「近年引網又はおこし網と唱へ大網を以て……すくひ取候等之儀も相聞以の外の事に候」との達書が(註19)出てるが、到底かかる禁止の達書によつて止る物ではなかつた。

古宇美國兩場所の請負人であつた田付氏は文政五年頃に多くの漁夫を役使して(註20)罟網を使用した。更に天保十四年に練漁に於て大網を使用する事を嚴禁せし當時は、

西蝦夷地ニ於テ鮭漁業候節差網ノ外建網致候儀従前ニ御制禁候處請負人並ニ二八取ノ内漁業手廣出來候者ハ雜魚網ト唱ヒ罟網起シ網等相用候者有之(安政年間(末)願)

状態であり、天保十四年の練漁に於ける大網使用禁止の翌年には早くも、岩田金藏恵比須屋半衛兵よりの願出によつて二八取の入込まざる地及差網使用不可能の地に限り大網使用を許可するや、(註21)

罟網起し網等數多仕入致し追鮭取候者共入込候場所ニテ自由ニ相用(安政年間(末)願)

るに至つたのである。

近世北海道に於ける商業資本の發展

安政三年頃には建網の數は西蝦夷地のみにて三百統を示し、其漁業に従事する漁夫は貳參萬人の多きに達した。(註22)然して場所請負によつて最初企てられたこの經營形態は、單に場所請負人のみに止らずして、

近年……：罟網起網等苦夫致シ松前江差函館市中在々ヨリ二八取ニ相越候モノ共ノ内ケ成リ手配出來候者共ハ右網持參致(安政年間(末)願)

す様になり、安政頃にはイリヤ、ヲタスツ場所にて場所請負人は起し網罟七統を所有せしに比して、出稼人は十統を有してゐた。(註23)かくの如く蝦夷地に於ける漁業は次第に大網使用による漁撈經營が支配的形態となり、和入地にても亦この經營形態の發生を見んとするに至つた。(註24)

かくして請負人によつて行はれた漁撈經營に於て、資本制經營の萌芽を認め得るが、是を以て直に産業資本家が成立して、資本主義生産様式による經營が行はれたとすべきではない。そこには多分に封建的な物を含んでゐた。場所請負人による經營よりもかへつて二八取と呼ば

れた出稼漁民が商人より資金を借り大網を使用する漁撈經營の發展こそ多分に近代的色彩の豊かなものである。

又商業資本は漁業のみならず林業にもその資本が投下された。即ち近世に於ける都市の發達による木材の消費地の成立、交通運輸の發達等を背景として、商人による森林資源の開發が行はれた。

北海道にては、松前藩は何等木材伐採の事業を行はずして、専ら商人によつて經營された。秋田藩等が伐木方法を直袖と稱して、官行事業によつて伐木するのを原則と爲せるものと大いに趣を異にしてゐる。^(註25)

延寶六年には既に江差檜山は開かれ藩は運上金を徴して、山師に伐木を許し、山師は他國より渡來したのであるが、其事業の狀況は之を詳にし得ない。^(註26)

下つて享保延享の頃に至ると既に、大阪商人の唐かね屋と云ふ者が江指村の中厚佐部山入笹山に於て伐木を行ひ、延享二年には豪商飛驒屋久兵衛は江差山師と等分に^(註27)

五箇年間二千三百兩の運上金を納めて袖取を許可され、

山袖五十五人手代袖頭米持鍛冶加勢人数之儀ハ勝手

次第山入仕候様被爲仰付被下置度^(飛驒屋舊記目名 檜山袖取願書)
と願ひ出で、多くの袖人を使用して其經營に當つた。
飛驒屋は更らに、自らの經營のみならず山師に對して資本を貸與した。

寶曆四年には綿屋九右衛門に貳百兩、寶曆八年及同十年には武川惣右衛門に對して木古内山仕入金として、百兩、及千六百十七兩、寶曆十三年には熊野屋忠右衛門に對して江差山仕入金として五百兩、同年浦谷新七外一名に對して尻内山仕入金として二千百貳拾五兩を貸してゐる。^(註28)
貸付方法は大部分は漁業に於ける仕込制度の如く、材木の資金を融通せし資本主に對しては、その伐採せし材木を悉く納め、其資本主は之を販賣するのであつて、一方には仕込金の利子を挙げ一方にては木材販賣による利を得たのである。

證文之事

尻内跡山當巳年々戊年迄中年五ヶ年之間御禮金貳百七拾兩ニ願請候得共私共山方仕入致兼候に付御頼申

上候處御承知被下辱奉存候先納金共ニ金千兩迄明年御仕入可被候左候ハバ來年出材壹萬石目無相違相出シ……上方上着之上材木御賣拂代金に而御仕入金元利共御引取可被成候……諸材木無指圖私共我儘ニ支配仲間敷候爲後日如斯ニ御座候以上(飛騨屋舊記、伐木仕入金證文)との證文によつても、かかる方法による貸借によつて、次第に商業資本の下に統制された事を知り得る。

蝦夷地に於ては商業資本は主として自ら伐木事業を經營した。享保三年十月飛騨屋が資本主となつて、津輕三馬屋の山田庄平をして、運上金五千兩を以て白山の伐木願出さしめた事はあつたが、(註29)元文六年には自ら尻別山の經營を行はんとして、二年より寶保二年に至る五年間六千兩の運上金を以て請負ひ、(註30)元文二年より年々七十餘人の仙取をば使役して伐木を行ひ、然して材木運搬の困難江戸大阪への廻送船の不足による搬出不充分なりし故を以て、寛保四年四月より延享四年四月に至る五ヶ年間小判壹萬兩にて更に延期してゐる。(註31)又寛延三年より寶曆四年迄厚岸山をば二千兩にて請負ひ經營し、(註32)寶曆二年には

石狩山林を願出で、五年より十二年迄四千八百兩にて請負ひ經營したのである。(註33)又幕領時代には幕府の開拓方針に應じて、中野郷、一本木、千代田、千葉、伊達郷等が何れも豪商等の手によつて、折田開墾が行はれたのであるか、(註34)後種々の理由によつて概ね荒蕪に歸したる爲、未だ充分に其經過を明にし得ないのを遺憾とする。

註1 菅野博士 商人の漁業家化(經濟論叢第三十卷第五號)第五二頁及第五三頁

註2 蝦夷草紙 凡例

註3 蝦夷風俗書上

註4 北海道史 第一 第六〇三頁

註5 南鐵藏 「前」松前藩の漁業政策(農政と經濟第三〇七頁)

註6 安政年間策網騷擾顛末

註7 蝦夷草紙 卷之上 鮭漁を占ふ事

註8 北海道史 第一 第二六五頁

註9 金子堅太郎氏 北海道巡察及三縣廢止道廳設置沿革 第一七頁

一七頁

註10 菅野博士 商人の漁業家化 第六三頁

註11 蝦夷草紙 凡例十五則

註12 東夷周覽

- 註13 南鐵三氏 「前」松前藩の漁業政策 第三二〇頁
 註14 飛驒屋舊記 蝦夷交易場所に關する公訴狀
 註15 北海道史 第一 第二〇八頁
 註16 同 同
 註17 南鐵三氏 「前」松前藩の漁業政策 第三二四頁
 註18 松前上蝦夷風説書
 註19 北海道史 第一 一九八頁
 註20 田付家履歷書
 註21 安政年間朱網騷擾顛末
 註22 同
 註23 同
 註24 建網相談取極扣(笹浪家所藏記録中)
 註25 秋田縣史 第三册 第三八六頁
 註26 北海道史 第一 二一七頁
 註27 松前蝦夷記 松前西東村々收納之品
 註28 飛驒屋舊記 伐木仕入金證文
 註29 同 白山伐木願書
 註30 同 尻別山伐木願書
 註31 同 尻別山伐木延期願
 註32 同 厚岸山伐木願書
 註33 同 石狩山伐木願書及口上書
 註34 北海道史 第一 第五二七頁

五

以上に於て吾々は近世北海道に於ける商業資本が如何なる發展を齎したかを考察した。

近世封建社會が其内部に於ては次第に非封建的な商品生産の發展を示したとはいへ、それは一部都市居住者によつて生産される手工業的の生産、及各地の種々なる特産品に就いて考へられるのみで、未だ封建社會は一般的には自然經濟が支配的であり、商品生産は一般化されてゐなかつた。然るに上述の如く北海道にては當時支配的の産業であつた漁業は其生産品が市場を目標とする商品生産化されて始めて經濟財たり得る物であつた。且農業の未發達により米を始めあらゆる生活必需品は悉く之を内地よりの移入に待たねばならなかつた。かかる社會にては交換經濟が支配的となるのは必然の歸結であつた。

かく最初より自然經濟に依存する事が出來ずして、交換經濟の發展した社會を基礎とした封建制は自らを維持するに必要な諸生産の發達が同時に其社會の商品生産化を齎し、従つて商人階級の發展を導く矛盾を有してゐた。かかる客觀的條件の下に於て商人階級の發展は實に顯著なるものがあつた。上述の如き内在的矛盾を有した

封建制によつては到底強力なる封建的支配階級は發達せず、従つて直接漁民に對して封建的搾取關係の完成及其強化は不可能であつて、商人資本による生産の擴大が行はれ、高利貸的資本による搾取が強化された。されば諸藩が自己の崩壞過程と共に封建的搾取の強化を農民に加へ、其反動として百姓一揆が封建的貢租の減免を要求して封建的支配階級を攻撃したのに比して、北海道にては寛政二年及安政二三年の漁民の一揆を始めとする大小幾多の一揆は殆んど其目標としたのは商業資本家であつた。かく商業資本が諸藩にては封建的搾取關係の内深くかくれてゐたのに比して、北海道に於ける商業林業等に於て、或は資金の融通をなし、或は自らは等産業の經營に當る形態を示したのであるが、未だ商業資本は封建的構造中の寄生的中間搾取の範圍に止つてゐて、商業資本の完全なる獨立には到達し得なかつた。

菅野博士が北海道に於ける場所請負人の發生を以て、商業資本の完全に且つ絶對的な支配であり、請負人の漁業家化を以て商人が高利貸的資本により生産者の生産手

段を奪つた結果として産業資本家の成立と同視されるのは餘りに形式主義の論であつて、場所請負人は藩主及知行主に運上金を收め、其場所の交易の獨占權を得て藩主及知行主に變つて交易を行つたので、それは全く松前藩の知行制度によつて始めて存在し得るものであつて、多分に封建制に對する依存性を有してゐた。明治維新の改革によつて封建制の廢止と共にこの制度を廢止した事によつても明である。又商人の漁業經營も上述の如くその發生は是等商人が其場所にて司法行政的事務を行ひ、封建的支配關係を強化した結果であり、然も其場所にて新なる漁業を起す時は必ず藩主の許可を受け、運上金を納めて始めて可能であつた。かくの如き状態に於ては商業資本は一部經濟史家の論ぜられる如き高度なる發展段階に到達したものは考へられない。

近世商業資本の發展に對し有利なる客觀的條件を具有してゐた北海道に於てすら、未だ完全に且つ絶對的に商業資本の支配による資本主義的生産様式の成立を見る事はできなかつた。